



## 第3回 資産の会計

(資産の評価、減損会計)

会計と経営のブラッシュアップ  
平成25年10月14日  
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)  
(会社法対応 会計のことが面白いほどわかる本 天野敦之著 2006.7 中経出版発行)

### I 貸借対照表の役割は何か?

一定時点における企業の財政状態を表示した一覧表である。(1)それは企業のすべての資産と負債を表示し、純資産を計算する。また、(2)資金の調達源泉と調達された資金の運用状態を表示する。

#### 1. 貸借対照表は何を表示するのか

##### (1)企業の財政状態の表示

資産	流動資産		負債	流動負債		他人資本
				固定負債		
固定資産	純資本	資本金				自己資本
		新株申込証拠金				
		資本剰余金				
		利益剰余金				※
		自己株式				
		自己株式申込証拠金				
		評価・換算差額等				
		新株予約権				

※その他の包括利益累積額

##### (2)企業の資金調達と運用状態の表示

資金の運用状態 (借 方)	資金の調達源泉 (貸 方)
資 产(運用状態)	負 債(外部資金調達)  純資産(内部資金調達)
$(B/S \text{ 等式}) \text{ 資産} = \text{負債} + \text{純資産}$	

### (3) 資産の部とは

<u>B/S 資産の部のリターンと</u>		<u>リスク</u>
現金預金	…	安全資産 BK の倒産、経済環境
売上債権	…	貸倒、不一致、取引状況 回収費用
棚卸資産	…	陳腐化、劣化、取引状況 取引費用
機械設備	…	遊休、評価減、適合性
建物	…	〃
土地	…	〃

### (4) IFRS で変化

#### ①名称

貸借対照表 → 財政状態計算書  
損益計算書 → 包括利益計算書

#### ②区分と分類

流動・固定分類 → 活動別分類

#### ③事業と財務の区分

営業財産及び投資財産	(営業損益と投資損益)
財務財産	(財務損益)
法人所得税	(上記の法人所得税)

#### ④非継続事業の区分

非継続事業	(税引後表示)
-------	---------

#### ⑤ —

(その他の包括利益—税引後表示)

#### ⑥所有者持分

## 2. 資産とはどのようなものか

IASB、FASB の資産の定義「将来に発生する可能性が高い**経済価値**」  
ASBJ の資産の定義「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している**経済的資源**」

### (1) 測定と評価

資産の価額を測定すること

- ① 取得原価
- ② 利用(使用)価値
- ③ 市場価格(時価) → 公正価値

### (2) 公正価値(fair value)

第三者との取引における客観的な価値を意味する。その評価基準がきちんと整備されれば、市場価額が存在する金融資産のみならず、あらゆる資産を公正価値で評価することが予想される。市場価額が得られない場合には、類似資産の市場価額又は将来 C/F の割引現在価値などをいう。

### (3) 貨幣性資産

現金及びこれに準ずるもの（支払手段として短期間に使用可能な資産）と債券、証券等の投資をいう。

### (4) 費用性資産

将来の企業の経営活動において利用され、費用化されていくものである。  
即ち、将来の収益に対応されるべき原価である。

費用性資産は、過去における現金支出額をベースに資産を評価し、費用化の基礎とする。

### 3. 資産の価額の決め方

資産の評価基準の主軸は、取得原価から時価への流れの中にある。

#### (1) 測定と評価

① 資産の価額を測定すること

- ・ 取得原価 → 企業会計原則、過去における支出額
- ・ 利用(使用)価値 → 減損会計などに見られる利用価値
- ・ 市場価格(時価) → 公正価値 (第三者との取引における客観的な価値)

② 公正価値(fair value)

第三者との取引における客観的な価値を意味する。市場の時価、将来キャッシュフローの現在価値など。その評価基準がきちんと整備されれば、市場価額が存在する金融資産のみならず、あらゆる資産を公正価値で評価するという方向に進むと予想される。

③ IASB、FASB の資産の定義「将来に発生する可能性が高い経済価値」

ASBJ の資産の定義「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」

取得原価から時価への流れ

#### (2) 貨幣性資産

現金及びこれに準ずるものであり、支払手段として短期間に使用可能な資産を指す。

例えば、現金はその額面通りの評価であり、売掛金などは将来の現金回収可能額で評価するのが原則である。

#### (3) 費用性資産

将来の企業の経営活動において利用され、費用化されていくものである。即ち、将来の収益に対応されるべき原価である。

費用性資産は、過去における現金支出額をベースに資産を評価し、費用化の基礎とする。

## 4. 公正価値とは

金融商品の市場価額、資産の証券化、企業の評価などにおいて、公正価値が要求される。

(1) FASB、IASB の定義「測定日における市場参加者の秩序ある取引のなかで、ある資産を売却することで受取るであろう価格、あるいはある負債を移転することで支払うであろう価格

### (2) 公正価値

一般的には**時価**である。多数の売手と買手が**経済合理性**により**市場を通じて取引するときの価格**によって資産を評価した額をいう。活発な取引が成立する市場等の存在により、**客観的妥当性**が存在すると考えられる。

### (3) いかに公正価値を見積るか（企業評価の場合）

#### ①マーケット・アプローチ

公開会社の場合には時価である「市場株価方式」を適用し、未公開会社の場合には「類似公開会社方式」又は「類似取引方式」を適用する。  
マーケット・アプローチの利点は、実際の株価、取引額に基づいているという実証的な面はあるが、欠点としては、類似公開会社又は類似取引の選定について困難な点がある。

#### ②インカム・アプローチ

企業の価値を、将来の一連の予測経済利益を適切な割引率または資本還元率によって現在価値に割引いて算定する方法。

#### ③コスト・アプローチ

時価純資産評価額である。

すべての資産項目と負債項目の時価を個別に評価して、その差額である時価ベースの純資産を株主価値とする評価方法。

### (4) リーマンショック

2008年9月の金融危機による金融市場の機能不全は、公正価値会計に対する不信を起こした。

IASBは同年10月に「市場が活発でない場合の金融商品の公正価値と開示」を公表し、市場が活発でない場合には、市場価格をベースとした修正理論価格といった合理的に算定された価額を開示し、公正価値とすべきとした。このような対処は、公正価値会計（時価の存在）への不信を生んだ。

## 5. 棚卸資産

棚卸資産とは、企業がその**営業目的**を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産及び営業補助活動において消費される消耗品等をいう。

### (1) 棚卸資産の範囲

### (2) 棚卸資産の評価方法

- ①原価法に統一（**低価法は廃止**）し、収益性の低下したものは簿価を切下げる。
- ②通常の販売目的で保有のものは、取得原価とし、期末における正味売却価額が下落している場合には、**正味売却価額**とする。
- ③トレーディング目的で保有するもの（売買目的有価証券等）は、**市場価額**に基づく価額とする。

税務上は、低価法を届出ることにより上記①～③に準じた処理となる。

### (3) 低価基準

#### 実地棚卸による損益計算と資産の評価

世界で最古の勘定記録は、1211年フィレンツェの銀行家による2枚4頁の元帳であり、当時は左右ではなく、借方は上部に貸方は下部に記帳されていたという。その当時から実地棚卸は損益計算の重要技術であった。それは金貨、銀貨など種類の異なる通貨に加えて、度々行われた貨幣の改鑄による価値の統一のための必要性があったことと、加えて入ったお金と使ったお金を紙に書いて合計するのではなく、最初に持っていたポケットのお金と家に帰った時に残っていたお金の差額で損益を計算する資産、負債中心観による会計のためである。

（歴史から学ぶ会計 渡邊泉著 H20.4 同文館出版から）

また、当時から考えられていたことだと思われるが、棚卸資産は、それが有する価値以上で評価してはならない。そのようなことをすることは想像の世界で金持になりたいと思うことと等しいからである。同様に減価についても意識されていた。

## 6. 有形固定資産

### (1) 範 囲

1年以上使用することを目的として所有される一定金額以上の資産である。  
減価償却資産と非減価償却資産及び建設仮勘定がある。

- ④ 建物
- ⑤ 構築物
- ⑥ 機械及び装置
- ⑦ 車両運搬具
- ⑧ 工具、器具及び備品
- ⑨ 土地
- ⑩ 建設仮勘定

### (2) 取得価額

購入又は製造時の取得関係費をいう。改良時における資本的支出も含む。

### (3) 資産除去費用

有形固定資産の取得価額に加えるべき新たな項目として資産の除去に関して法令又は契約で要求される。

法律上の義務等がある (H22. 4. 1 以降開始する事業年度から)。

### (4) 借入費用

わが国では、建設に要した借入金の利子について資産計上が容認されているが、現在のところ将来の借入費用の資産化を義務づける会計基準は存在しない。

### (5) 減価償却(方法)

- ① 定額法
- ② 定率法
- ③ 級数法
- ④ 償却基金法
- ⑤ 生産高比例法
- ⑥ 取替法

## 7. 無形固定資産

## 8. 投資等

## (資産のとらえ方)

### (1) 現金預金

短期借入金はマイナスの現金とも言える

B/S			
現金預金	× × ×	短期借入金	× × ×

### (2) 営業財産

営業資産は営業関係の一体的資産である

B/S			
売上債権	× × ×	仕入債務	× × ×
棚卸資産	× × ×		

### (3) (営業、生産)設備投資

設備資産は設備投資により形成される

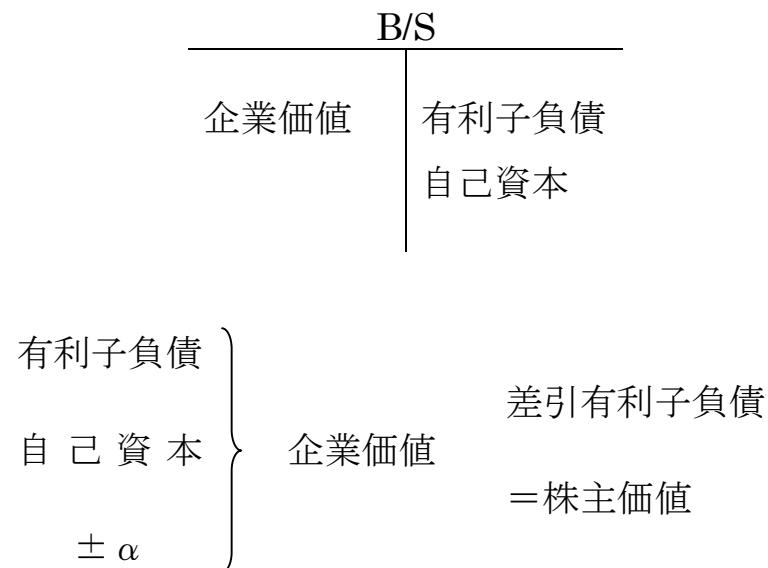
B/S			
本社	× × ×	長期借入金	× × ×
営業所	× × ×	資本	× × ×
工場	× × ×		
機械	× × ×		

### (4) 繰延資産

将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。(企業会計原則第三の一のD)

- ①将来の期間に影響する特定の費用
- ②資産性を持ち得る根拠は、その効果が将来の期間に及ぶ点
- ③期間按分により、適正な期間損益計算という目的が充足される

## 13. 企業価値の計算



## 棚卸資産の評価に関する会計基準

### 重要定義のチェック

#### (1) 設 定(平成 18 年 7 月 5 日 ASBJ)

棚卸資産の期末における評価基準及び開示について定めることを目的とする。先入先出法等の評価方法に関しては取り扱っていない。

#### (2) 範 囲

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品等の他に事務用消耗品等も含まれる。

また、通常の販売以外で市場価格の変動により利益を得ることを目的とするトレーディングを含む。

#### (3) 時 價

公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。

市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

#### (4) 正味売却価額

売価(売却市場の時価)から見積追加製品原価及び見積販売直接費を控除したもの to いう。

#### (5) 再調達原価

購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。

#### (6) 棚卸資産の評価基準

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
 (同書を読んで検討して下さい)

**問題 1 (46)**

資産の取得原価については、(1)実際の**資金投下額**としての支出である、とする考え方と、(2)取得資産そのものが保有している**有用性**について企業が認めた**価値**である、とする考え方とがある。そこで、次の各間に答えなさい。

問1 いずれの考え方によっても資産の取得原価を測定対価主義(支払対価主義)によって決定することが合理的であるとされる理由を述べなさい。

問2 自己所有の有形固定資産との**交換**によって他の有形固定資産を取得した場合には、当該の取得原価をどのように決定すべきか。(1)の考え方と(2)の考え方について触れながら論じなさい。

問3 資産の購入において、①値引、②割戻、③割引を受けたときの処理について、(1)の考え方によった場合と(2)の考え方によった場合とでは、どのような相違が生じるか。それについて述べなさい。

〈基本問題〉

1. 受託責任と会計責任について説明しなさい。
2. 取得原価の本質について説明しなさい。
3. 資産を取得した場合の、値引、割戻及び割引の会計上の性格について説明しなさい。

1. 資産の価額
  - (1) 投下資金額説
  - (2) 有用性評価額説
2. 交換取得資産の取得価額
  - (1) 自己の資産の側からの見方
  - (2) 受入資産の購入価額（自己資産の売却価額）
3. 値引、割戻、割引の考え方
  - (1) 割戻、割引(多量の購入による割引、金融的費用)
4. (1) 受託責任(運用責任)
  - (2) 会計責任(報告責任)

問題 2 (54)

棚卸資産の評価に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 棚卸資産の評価に関する会計基準に基づき、棚卸資産について回収可能額まで切下げが強制されることとなった理由を述べなさい。
- 問 2 棚卸資産の評価に関する会計基準に基づき、帳簿価額を正味売却額まで切り下げるのこととされた理由を述べなさい。
- 問 3 棚卸資産の評価基準としての原価基準における強制評価減の位置づけと棚卸資産の評価に関する会計基準における棚卸資産評価の考え方と関係について述べなさい。

〈基本問題〉

1. 棚卸資産の範囲について説明しなさい。
2. 時価の種類について説明しなさい。
3. 棚卸資産原価の本質について説明しなさい。

1. 回収可能額までの引下げが、財務諸表利用者に的確な情報を提供することになる。
2. 棚卸資産は、販売によって資金の回収を図るものであり、回収可能額まで切下げる。損失の先送りをしない。
3. 強制評価減は、価格回復可能性が認められないことという条件がついている。

問題3 (61)

固定資産の原価配分に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 連続意見書によると、「減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されなければならない。」とされている。減価償却が「計画的、規則的に実施されなければならない」理由を述べなさい。
- 問2 企業会計原則によると、「無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。」とされているが、その理由を有形固定資産の表示方法と対比させて述べなさい。
- 問3 資本的支出と収益的支出の相違点及び両者の区別の必要性について述べなさい。

〈基本問題〉

1. 固定資産の減価原因について述べなさい。
2. 減価償却の目的と効果について説明しなさい。
3. 資本的支出と収益的支出の意義を述べなさい。
4. 減耗償却と取替法について説明しなさい。

1. 将来の見込計算の為、明確なルールにより、主觀性や経営者の恣意性を防止し適正な費用配分計算を行う。
2. (1)有形固定資産は、除却の場合、更新、再取得等のために現況を明らかにする必要がある。  
(2)無形固定資産は、取替、更新を前提として資産でない。
3. (1)資本的支出とは固定資産に対する支出のうち、価値を増加させたり、耐用年数を延長させるもの。  
(2)収益的支出とは、原状回復、維持修繕等として費用として処理されるもの。

問題4 (66)

現行の国際的な会計基準では、株式交付費(新株発行費)は、資本取引に附随する費用として、資本から直接控除することとされているのに対し、繰延資産の会計処理に関する当面の取扱いでは、費用処理(繰延資産に計上し償却する処理を含む)することとされている。その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 創立費、開業費及び開発費の会計処理について述べなさい。
2. 支出の効果が期待されたくなつた繰延資産の会計処理について述べなさい。
3. 繰延資産に係る会計処理方法の継続性について説明しなさい。

1. (1)株式発行費は、株主に対する対価ではない。従って資金調達を行うための財務費用として原則として支出時の費用処理する。  
企業規模拡大と考える時は3年内の効果を及ぶ期間に定額法により償却できる。
2. 社債発行費も上記と同趣旨、財務費用として、原則費用処理とし、例外として定額法、利息法により繰延資産へ計上できる。
3. 創立費、開業費、開発費も、例外として繰延経理ができる。
4. しかし、会社法は繰延資産として計上することが適當と認められるものが繰延資産にできるとしており、旧商法のように項目の列挙は行っていない。

## 資産除去債務に関する会計基準

### (1) 設 定(平成 20 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

資産除去債務の定義、会計処理、開示について定めることを目的とする。

### (2) 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものという。(有害物質等の除去に関する義務も含まれる)

### (3) 除 去

有形固定資産を用役提供から除外することをいう。

### (4) 資産除去債務の負債計上

### (5) 資産除去債務を合理的に見積ることができない場合

### (6) 資産除去債務の算定

### (7) 対応する除去費用の資産計上費用配分

### (8) 資産除去債務が使用の都度発生する場合の費用配分

### (9) 時の経過による資産除去債務の調整額の処理

### (10) 見積もりの変更

### (11) 開 示

## (No.4620 ／資産除去債務)

会社名

日付：

事業年度

担当者：

監査場所

承認者：

予定時間

実際時間

監査要点						監査手続	日付 サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
○	○		○	○		<p><b>1. 資産除去債務の負債計上</b></p> <p>(1) 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用時に見積り計上されているか。</p> <p>(2) 割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定されているか。</p> <p>(3) 割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とされているか。</p> <p>(4) 無リスクの税引前の利率は妥当であるか。</p>	
		○	○	○	○	<p><b>2. 除去費用の資産計上と費用配分</b></p> <p>(1) 資産除去債務の計上額の計算は正しいか。</p> <p>(2) (1)関連する有形固定資産の帳簿価額に加えてあるか。</p> <p>(3) (2)の有形固定資産の適正な減価償却</p> <p>(4) 時の経過による資産除去債務の適正な調整がなされているか否か。</p>	
		○	○		○	<p><b>3. 開示</b></p> <p>(1) 貸借対照表上の表示の妥当性</p> <p>(2) 損益計算書上の表示の妥当性</p> <p>(3) 注記事項の妥当性</p>	

## 留意事項

- 增加額について、外部購入の場合は、取得価額に算入されている附属費用の範囲は適切か。
- 増加額については所定の承認を得ており、その承認額の範囲内の支出であるか。また、計上時期は妥当であるか。
- 減少額については所定の承認を得ており、その処分損益、処分費用及び売却代金等が正しく処理されているか。

調書No.

## 資格の大原 公認会計士講座（2011年2月 東洋書店刊）

## 問題1 資産除去債務の会計処理（見積りの変更）

1. 当社は設備（取得原価：500,000千円、残存価額：ゼロ、耐用年数：5年、償却方法：定額法）を×1年4月1日に取得し、即日使用を開始している。
2. 当社には当該設備を使用後に除去する法的義務があり、資産除去債務を計上している。当該資産除去債務は、取得時にのみ発生し、取得後の増減は見積の変更によるものである。
3. 見積の変更等
  - (1) ×1年4月1日における5年後の見積額は90,000千円（割引率5.0%）
  - (2) ×2年3月31日における4年後の見積額は90,000千円（割引率5.0%）
  - (3) ×3年3月31日における3年後の見積額は120,000千円（割引率4.5%）
  - (4) ×4年3月31日における2年後の見積額は70,000千円（割引率5.5%）
  - (5) ×5年3月31日における1年後の見積額は70,000千円（割引率5.2%）
  - (6) ×6年3月31日に設備の使用が終了し、除去された。実際の除去費用70,000千円を現金で支払った。

(以下、単位：千円)

## 1. ×1年4月1日

(設 備 )	570,517	(現 金 預 金 )	500,000
		(資産除去債務)	70,517

$$\text{※ } 90,000 \div 1.05^5 = 70,517$$

## 2. ×2年3月31日

(利 息 費 用 )	3,526	(資産除去債務)	3,526
------------	-------	----------	-------

$$\text{※ } 70,517 \times 5\% = 3,526$$

(減 価 償 却 費 )	114,103	(減 価 償 却 累 計 額 )	114,103
--------------	---------	------------------	---------

$$\text{※ } 570,517 \div 5 \text{ 年} = 114,103$$

## 3. ×3年3月31日

(利 息 費 用 )	3,702	(資産除去債務)	3,702
------------	-------	----------	-------

$$\text{※ } (70,517 + 3,526) \times 5\% = 3,702$$

(減 価 償 却 費 )	114,103	(減 価 償 却 累 計 額 )	114,103
--------------	---------	------------------	---------

$$\text{※ } 570,517 \div 5 \text{ 年} = 114,103$$

(設 備 )	26,289	(資産除去債務)	26,289
--------	--------	----------	--------

(キャッシュ・フローの見積額の増加)

$$(120,000 - 9,000) \div 1.045^3 = 26,289$$

## 4. ×4年3月31日

(利 息 費 用 )	5,072	(資産除去債務)	5,072
------------	-------	----------	-------

$$\text{※ } (70,517 + 3,526 + 3,702 + 26,289) \times 4.875\% \text{ (注)} = 5,072$$

$$\text{(注) } 5\% \times 90,000 / 120,000 + 4.5\% \times (120,000 - 90,000) / 120,000 = 4.875\%$$

(減 価 償 却 費 )	122,866	(減 価 償 却 累 計 額 )	122,866
--------------	---------	------------------	---------

$$\text{※ } 570,517 \div 5 \text{ 年} + 26,289 \div 3 \text{ 年} = 122,866$$

将来キャッシュ・フローの見積額の減少による資産除去債務の調整

(資産除去債務)	45,462	(設 備 )	45,462
----------	--------	--------	--------

$$\text{※ } 70,000 \div 1.04875^2 - (70,517 + 3,526 + 3,702 + 26,289 + 5,072) = \triangle 45,462$$

5. ×5年3月31日

(利息費用)	3,103	(資產除去債務)	3,103
※ $(70,517 + 3,526 + 3,702 + 26,289 + 5,072 - 45,462) \times 4.875\% \div 3,103$			
(減価償却費)	100,135	(減価償却累計額)	100,135
※ $570,517 \div 5 \text{年} + 26,289 \div 3 \text{年} - 45,462 \div 2 \text{年} \div 100,135$			

6. ×6年3月31日

(利息費用)	3,235	(資產除去債務)	3,235
※ $(70,517 + 3,526 + 3,702 + 26,289 + 5,072 - 45,462 + 3,103) \times 4.875\% \div 3,253$ (最終年度で端数処理調整)			
(減価償却費)	100,137	(減価償却累計額)	100,137
※ $570,517 \div 5 \text{年} + 26,289 \div 3 \text{年} - 45,462 \div 2 \text{年} \div 100,137$ (最終年度で端数処理調整)			
(減価償却累計額)	551,344	※2 (設備)	551,344
(資產除去債務)	70,000	※3 (現金預金)	70,000
※1	$570,517 + 26,289 - 45,462 = 551,344$		
※2	$114,103 + 114,103 + 122,866 + 100,135 + 100,137 = 551,344$		
※3	$70,517 + 3,526 + 3,702 + 26,289 + 5,072 - 45,462 + 3,103 + 3,253 = 70,000$		

**問題2 資産除去債務の会計処理（資産除去債務の算定）**

当社は×6年4月1日に、工業用の施設を10,000千円で購入した。当該施設は10年後に解体し除却する法的義務がある。下記の除去費用に関する資料を参照して、当期（×7年3月31日を決算日とする1年間）の貸借対照表に計上される資産除去債務として正しい金額の番号を1つ選びなさい。

[資料]

1. ×6年4月1日において10年後に生じる支出（見積値から乖離するリスクを反映済み）を当社は下記のように見込んでいる。なお、資産除去債務を算定する上では、下記のキャッシュ・フローの加重平均値を用いるものとする。

インフレ率補正前 予測キャッシュ・フロー	発生確率
1,000千円	10%
1,500千円	20%
2,200千円	40%
2,400千円	30%

2. ×6年4月1日における利付国債（残存期間10年）の流通利回りは4%である。
3. ×6年4月1日より今後10年間のインフレ率は平均3%となると予測する。

1. 10年後に生ずる除去費用の算定

(1) 現在の物価水準に基づく支出額

$$1,000 \times 10\% + 1,500 \times 20\% + 2,200 \times 40\% + 2,400 \times 30\% = 2,000 \text{千円}$$

(2) インフレ率考慮後の支出額

$$2,000 \times (1+3\%)^{10} \doteq 2,688 \text{千円}$$

2. 当期の貸借対照表に計上される資産除去債務の算定

$$2,688 \div (1+4\%)^9 \doteq 1,889 \text{千円}$$

大和総研常務執行役員 岡野 進

# 求められるニッポン株式会社の対応策

—長期化しているPBR1倍割れ—

東証1部平均の連結PBR（株価純資産倍率。大和総研調べ）が昨2011年8月5日に1倍割れとなってから、すでに約半年が経過している（図参照）。つまり市場での株価評価が企業の純資産を下回る状態が長期化している。

同様の現象はリーマンショック後にも発生し、08年10月8日から09年5月1日まで7カ月弱にわたり数日の例外を除き東証1部平均の連結PBRは1倍を下回っていた。日本の株式市場は欧州金融危機によりリーマンショックに匹敵するほどの悪影響を受けているといえよう。

連結PBRが1倍を下回ることには特別な意味がある。企業の市場価値が解散価値を下回り、市場が最低限要求するリスク調整後収益や成長力を日本企業が平均として持っていないことになる。企業は解散するほうが株主に報いられる状態とも換言でき、「ニッポン株式会社は解散しろ」と市場から要求されているとの解釈も成り立つ。資本主義経済として持続可能な状況ではない。日本の資本主義が危機に瀕していると認識すべきだ。

そうした状況が発生している要因はいくつか挙げられよう。第1には欧州金融

危機により市場全体が異常なほどのリスク回避心理に覆われてしまっているという問題。第2には日本経済が成長シナリオを描けず、そのため多くの日本企業の成長力に対し疑念が生じている状況であり、その背景には日本の既存の政治経済社会レジームの疲弊という問題がある。

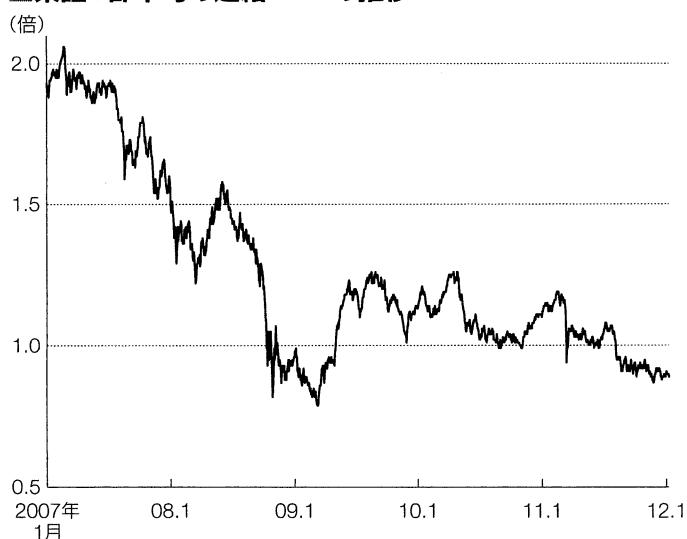
前者の異常な市場心理要因に対しては、金融システム機能の安定のための公的介入が適切だ。すでに日本銀行はETF（株価指数連動型投資信託）の買い入れにより株式市場の過度の急落を防ぐ政策を発動し、買い入れ残高は8290億円（1月12日時点）に増加している。

ただし、この政策は株式市場全体を立ち直らせようとするものではなく、あくまでも大きな下げの抑止が目的である。仮にPBR1倍を回復させるため公的介入するとなれば、その数倍もの資金投入が必要だろうし、日本銀行にそのリスクを取らせることが適切かどうかの熟慮も必要かもしれない。一方、十分な株式買い余力をを持つ銀行等保有株式取得機構がすでに存在しており、それを日本銀行と連携する形で活用することは早急に検討されてよいのではなかろうか。

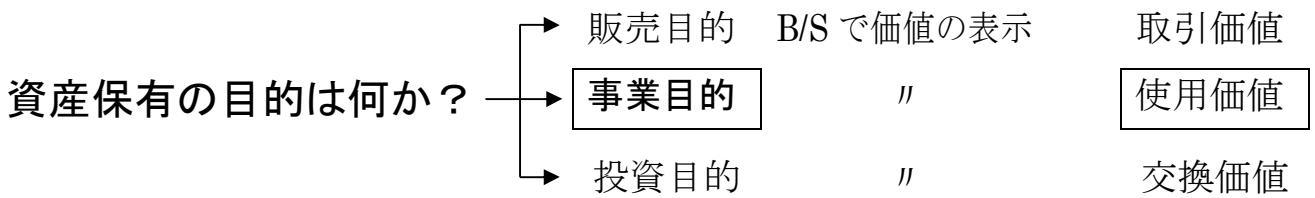
後者の要因に対しては、企業の「縮み志向」の克服が必要だ。日本銀行調べの資金循環統計（11年7～9月期速報）によれば、民間非金融法人企業の資金余剰は11年9月までの1年間で18兆3196億円と高水準を維持。保有する現金・預金は11年9月末で205兆3634億円と順調に増加、一方で借り入れは同326兆4378億円と漸減基調だ。

つまりカネはあるのに投資は不足しているのだ。前向きな投資へ、理念のみではなくかなか積極的になれない企業の態度は、そぞろ変わるものではない。投資機会を創出しつつ、企業へ投資へのインセンティブを与える政策が必要である。

■東証1部平均の連結PBRの推移



## II 減損会計



投資が回収不要になることが確実な場合に損失として処理する。これを減損会計という。

資産の価値とは、

将来に発生する可能性が高い経済価値 (IASB、FASB)  
過去の取引の結果としての経済価値 (ASBJ)

資産の価値の測定は、

- ① 取得原価 (歴史的取引価格)
- ② 利用価値 (使用価値) …個性、使用する人によって変わる価値 (非市場)
- ③ 市場価格 (時価、公正価値) …誰が持っても同じ価値 (市場で決まる)

減損会計の目的は、B/S の事業資産の回収可能額の妥当性の検証である。

固定資産の回収可能性 (資産が将来もたらす現金) が減少したときに、その分だけ固定資産の金額を減らすことである。

投資時に、投資額以上の回収を計画し、見込んで資産を取得した筈である。しかし、見込み違いやその他の理由で回収可能額が予想額を下回ってしまうこともある。そして資産を売却しても回収額が不足する時に、減損 (減額修正) を行う。

回収可能か (正味売却価額と使用価値は充分か)  
公正価値か (新規取得時価として、市場にきいて見る)  判定

そして、価値が不充分なら資産価値を減額修正する。

減損会計－兆候、認識、測定の区別を明確にする。

## 減損会計

利用価値での測定による資産評価方法の一つ、資産計上額は回収可能か？

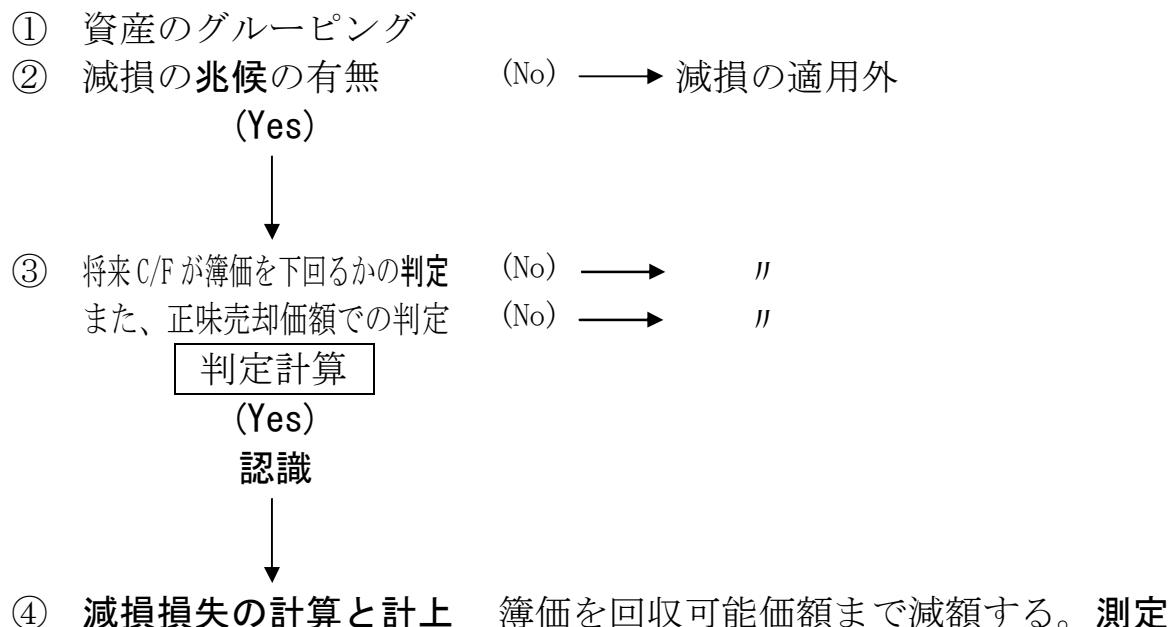
### 1. 固定資産の減損

先ず、資産をグルーピングして、

資産グループの収益性（利用価値）の低下により投資回収が見込めなくなつた状態が生じたとき、回収可能性を反映させるようにB/Sの簿価を減額する。その理由は、

- ① 貸借対照表計上額の正確性と信頼性の改善
- ② 欧米の例 IFRS(1998.6)、FASB(1995.3)

### 2. 減損の手続



### 3. 減損の兆候

減損の兆候と判断される4つの事実（1つでも）をチェックする

- ① 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フロー(C/F)が継続(2期間)してマイナス又は継続してマイナスとなる見込。ただし、当期の見込が明らかにプラスとなる場合は対象外。
- ② 使用範囲、方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合。
- ③ 経営環境の著しい悪化の場合。
- ④ 市場価格の著しい下落の場合。

減損の兆候がないとは、損益がプラスであり、利用価値等がある場合をいう。

## (設例) 減損の兆候（蓋然性基準のチェック）

	現状	1年目	2年目	3年目	
①資産の帳簿価額	270	90	90	90	(償却)
②キャッシュ・イン	300	100	100	100	(収益)
③損益 ②-①	30	10	10	10	(損益)
④②の現在価値 割引率8%	300	93	86	79	(価値)
⑤価値比較④-①	30	3	△4	△11	(価値比較)

結果的に②300-①270 $\geq 0$ である時、即ち③がプラスである時は減損の兆候はないとする。

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象である。（適用指針第11項）

## (臨時償却との違い)

残存価額や耐用年数が、予見することのできなかった原因等により著しく不合理となった場合に、残存価額の修正や耐用年数の短縮を一時に行ない、減価償却累計額を修正する。

## (グルーピング)

独立してキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに資産をグルーピングして、その資産グループ単位で減損の兆候の有無を調べる。

## 4. 減損損失の認識（経済性基準のチェック）

回収可能性テストを行う。兆候(4つの事実)があった場合に判定テスト(割引前計算)をする。判定テストの結果が、キャッシュ・イン<帳簿価額の時は減損損失を認識する。認識とは回収可能性テストをして認識の要否を判定(帳簿価額が資産の回収可能性を上回っていること)すること。

- ① 22 頁の 4 つの事実が 1 つでもあった

判定テストを行う	(No)
(割引前) 将来 C/F < 帳簿価額	

→ 減損損失の認識不要

(Yes)



↓  
減損損失の認識必要

簿価は投資額を表しており、将来回収される C/F の総額がそれを下回るということは投資額が回収されないことを示す。

### (減損損失の認識)

(1) 資産グループの主要な資産の特定



(2) 主要な資産の経済的残存使用年数の見積り



(3) 上記の経済的残存年数の期間の(割引前)将来 C/F の見積り



(4) 帳簿価額と見積った(割引前)将来 C/F との比較

(割引前) 将来 C/F < 帳簿価額

減損の認識が必要となれば、減損損失を測定し、資産に投下された資金(取得原価)のうち回収不能部分を B/S に資産として計上しない(資産から控除する)という考え方である。

## 5. 減損損失の測定（永久性基準の確認）

減損損失の測定とは、帳簿価額を回収可能額まで引下すこと。

回収可能価額とは、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の額

減損損失の認識が必要とされると、



減損損失を測定し、簿価を切下げる（永久性基準）



$$\boxed{\text{回収可能価額}} - \boxed{\text{簿価}} = \boxed{\Delta \text{簿価切下げ}}$$

### （1）減損損失の測定

資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能額まで減損し、当期の減損損失（特別損失）とする。

その減損損失を各構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分する方法のほか、各構成資産の時価を考慮した配分など合理的な方法により配分する。

### （2）正味売却価額の算定方法

必ずしも求める必要はない。

資産又は資産グループの時価を求め、時価から処分費用見込額を控除して計算する。

正味売却価額	>	使用価値	→	事業継続より、売却処分が有利
正味売却価額	<	使用価値	→	事業継続が有利

### （3）測定された減損損失は資産グループの各資産に配分

$$\begin{array}{r} \text{減損損失（特別損失）} \quad \times \times \times \end{array} / \begin{array}{l} \text{資} \quad \text{産} \end{array} \quad \times \times \times$$

⋮

経常的な損失でない

### （4）値上り益は対象にしない

事業で使うことを目的としており、売ることを目的としていない

## 正味売却価額の算定が必要

### ① (減損損失の認識の判定)

経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額を算定する場合

### ② (減損損失の認識の判定)

資産または資産グループ中の主要な資産の 20 年経過時点の回収可能価額を算定する場合

### ③ (減損損失の認識の判定)

主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における資産グループの主要な資産以外の構成資産の回収可能価額を算定する場合

### ④ (減損損失の測定)

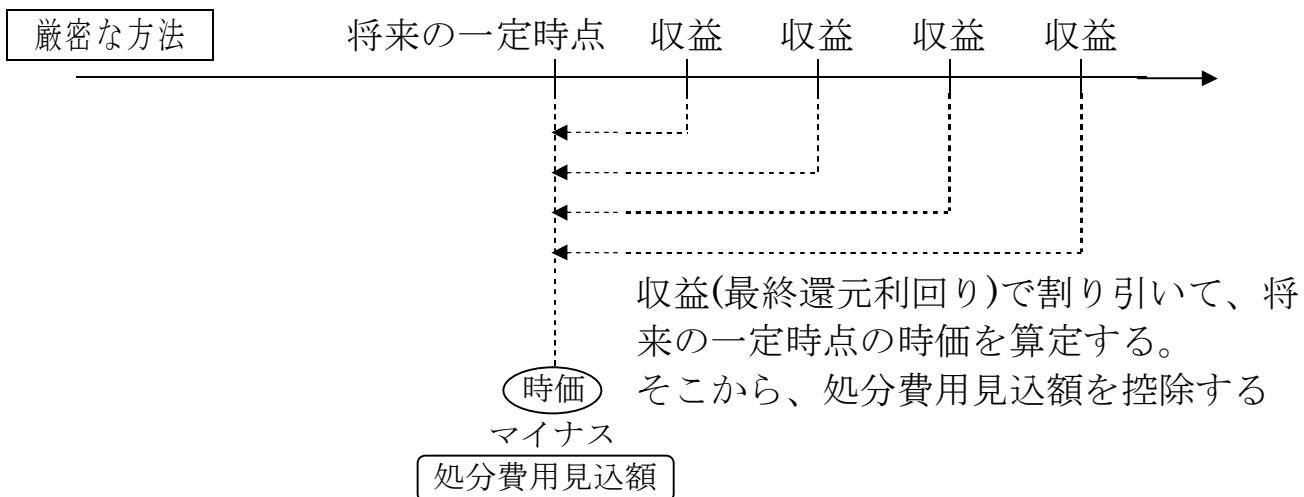
回収可能価額を算定する場合

### ⑤ (減損損失の測定)

使用価値を算定するにあたり、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを算定する場合

④を除いて、将来の正味売却価額の算定が必要

## 正味売却価額の算定



### 簡便な方法

※上記の方法が困難な場合

現在の正味売却価額を用いる

ただし、償却資産については、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除

## (設 例) 減損損失の認識と測定

## 減損の兆候の判定

簿 値 千円	残存 使用期間 年	毎年の キャッシュ・フロー 千円	耐用年数到来日 処分価額	売却可能額
A 640	3	150	80	500
B 530	5	100	60	490
C 690	4	170	0	595

減損の兆候の有無： Bの場合  $100 \text{ 千円} \times 5 + 60 \text{ 千円} = 560 \text{ 千円} > \text{簿価 } 530 \text{ 千円}$   
 Aの場合  $150 \text{ 千円} \times 3 + 80 \text{ 千円} = 530 \text{ 千円} < \text{簿価 } 640 \text{ 千円}$  (有)  
 Cの場合  $170 \text{ 千円} \times 4 + 0 \text{ 千円} = 680 \text{ 千円} < \text{簿価 } 690 \text{ 千円}$  (有)

## 減損損失の認識と測定 (リスクを含む割引率は 5%とする。)

1 千円	2	3	4	5	処分価額	CF 見積額
A 143	136	130	—	—	69	478
C 162	154	147	140	—	0	603

計算：毎年のキャッシュ・フロー  $\div (1+0.05)^n = CF$  の現価

簿 値 千円	CF 見積額	売却可能額	結 果	減損損失
A 640	478	500	500	140
C 690	603	595	603	87
			計	227

## 6. 将来キャッシュ・フローの見積りとは、

- (1) 資産または資産グループの現在の使用状況プラス合理的な使用計画を考慮する。
- (2) 将來の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況による。
- (3) 見積方法
  - ① 最頻値法－一生起する可能性の最も高い単一の金額を見積る
  - ② 期待値法－一生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額を見積る方法
- (4) 間接費の配分等  
間接費は合理的に配分し、利息、税金は含めない。

## 7. 割引率

貨幣の時間価値を反映した税引前の利率である。

- (1) 乖離リスクをどこに負担させるか  
将来キャッシュ・フローが見積額から乖離するリスクは、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる。

## 8. 資産のグルーピング

## 9. 共用資産

## 10. B/S、P/Lの表示

## 11. 時価会計との違い

	<u>保有の前提</u>	<u>価値の変動と F/S への影響</u>
金融商品会計	交換価値 (時価)	評価損益は投資等の活動の結果である→F/S へ反映（金融資産）
減損会計	使用価値 (回収)	使用を目的とし、売却を前提としているので原則として評価はしない。 →但し、利用価値が著しく損なわれたものは回収不能分を簿価から切下げる。（事業資産）

## 12. リース資産と減損処理

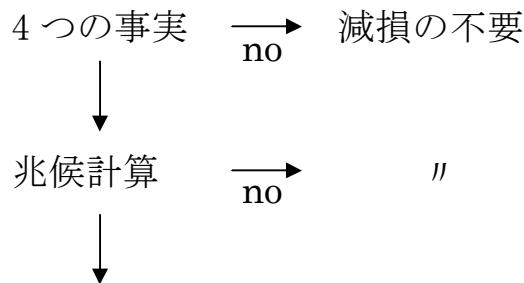
## 減損の時点とは

(1) 3-①明らかにプラスと判断したが結果的にマイナスとなった時の処理

H24. 2 赤  
H25. 2 ? → 時点

(2) 中小企業の会計基準では

(3) 兆候と兆候計算の結果



## 政府が不適切な会計を認めた

かつて、銀行の業績が非常に悪化した時、

(1) 原価法への変更の容認（銀行だけ）

価格が下がっていても取得時の価格で評価できる。

(2) 土地再評価法

会社の持っている土地を、好きなタイミングで、一度だけ時価で評価することができる。

## 固定資産の減損に係る会計基準

### (1) 設 定(平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会)

事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならぬ場合に、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減損を行う場合の減損処理に関する会計基準である。

### (2) 固定資産の減損

資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映するように帳簿価額を減額する会計処理である。

### (3) 臨時償却

減価償却計算に適用されている耐用年数又は残存価額が、予見することのできなかった原因等により著しく不合理となった場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正である。

### (4) 回収可能性価額

資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額。

### (5) 正味売却価額

資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定した額。

### (6) 時価

公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

### (7) 使用価値

資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

### (8) 共用資産

複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産をいい、のれんを除く。

### (9) 投資不動産

企業が自ら使用するもの及び棚卸資産を除いた、賃貸収益又は資本増価を目的として保有する不動産をいう。

## (No.4610 ／減損会計)

会社名 \_\_\_\_\_

日付：

事業年度 \_\_\_\_\_

担当者：

監査場所 \_\_\_\_\_

承認者：

予定時間 \_\_\_\_\_

実際時間 \_\_\_\_\_

監査要点						監査手続	日付 サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
○	○			○		<p><b>1. 減損の兆候と測定計算</b></p> <p>資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象の有無の検討</p> <p>資産グループ：営業的に一体の資産（例、事業、店舗）            資産：営業とは独立的な資産（例、土地、貸家）</p> <p>(1) 資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっていないか。（4つの事実の有無）            (2) 4つの事実がある資産等の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較する。（判定テスト）</p>	
		○	○	○	○	<p><b>2. 減損損失の認識と測定</b></p> <p>(1) 判定テストの結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。            (2) 割引前将来キャッシュ・フローを見積もる期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。            (3) 減損損失を認識した場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の特別損失とする。</p>	
		○		○		<b>3. 将来キャッシュ・フロー</b>	
○	○	○	○			<p><b>4. 使用価値の算定に際して用いられる割引率</b></p> <p>(1) 貨幣の時間価値を反映した税引前利率とする。（金利）            (2) 見積値から乖離するリスクを反映させるか否かを検討する。</p>	
						<p><b>5. その他</b></p> <p>(1) 資産のグルーピングの妥当性            (2) 共用資産の取扱いの妥当性            (3) のれんの取扱いの妥当性            (4) 注記事項の妥当性</p>	

## 留意事項

4. 増加額について、外部購入の場合は、取得価額に算入されている附属費用の範囲は適切か。
5. 増加額については所定の承認を得ており、その承認額の範囲内の支出であるか。また、計上時期は妥当であるか。
6. 減少額については所定の承認を得ており、その処分損益、処分費用及び売却代金等が正しく処理されているか。

調書No.

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
 (同書を読んで検討して下さい)

**問題 1 (236)**

固定資産の減損会計に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 固定資産の減損処理の会計上の性格について、説明しなさい。
- 問 2 固定資産の減損処理と臨時償却の共通点及び相違点を述べなさい。
- 問 3 どのような場合に固定資産の減損損失を認識するかについて3つの規準をあげて説明した上で、わが国の会計基準がいずれの規準を採用しているかを述べなさい。
- 問 4 わが国の「固定資産の減損に係る会計基準」では、減損損失を認識するかどうかの判定は、減損の兆候がある資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行うこととされている。このような減損損失の認識の判定基準が採用された理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 減価償却の意義について述べなさい。
2. 固定資産の減損処理の意義を述べなさい。
3. 臨時償却と臨時損失の違いについて説明しなさい。
4. 減損損失の認識規準について説明しなさい。

1. 投資額の回収の可否(収益性面から)のチェック、将来に損失を先送りしない。
2. 前出、臨時償却の視点は収益性の低下面からではない。
3. (1)減損の可能性(蓋然性基準)、(2)減損の発生(経済性基準)、(3)減損の永久性(永久性基準)、わが国は(1)の基準、即ち減損の存在が相当程度に確実な場合に減損損失を認識する。
4. 割引前将来 C/F の総額が簿価を下回るということは、投資の失敗であり、使用価値(割引率等)を求めるという議論の前に減損損失を認識することは当然である。

問題 2 (243)

固定資産の減損会計に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 わが国の「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて計上される減損損失には、**本来の減損損失**に該当しない部分の金額が含まれることがあるといわれている。それはどのようなものか説明しなさい。
- 問 2 固定資産の減損損失の戻入れを行うべきか否かについて論じなさい。
- 問 3 固定資産の減損会計に関する代表的な国際的基準を 2 つあげ、それぞれの基準による**減損損失の認識と測定**について説明するとともに、それぞれの基準の問題点を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 減価償却の遅れについて説明しなさい。
2. わが国の会計基準において、減損損失の戻入れを行わないこととされている理由を述べなさい。
3. 固定資産の減損会計に関する米国基準と国際会計基準の特徴を述べなさい。

1. 減価償却の過少（遅れ）が将来のキャッシュ・フローとの差を生む場合に資産の過大計上となる部分が発生する。減価償却の遅れとは資産の利用価値の減少（例えば、当初に資産の効用が大きく実現し、急激に価値を減少する場合など）と減価償却のスピード（定額法など）の速度のズレが生じる場合などが含まれることをいう。
2. 減損処理は、(1)資産の回収可能性のチェックの結果行われたものであり、回収可能性の変化が生じた場合には戻入れを行うべきである。(2)減損処理を積極的に行わせるためにも、弾力的に取扱うべきである。
3. 米国基準 — ①(認識) 簿価が割引前将来 C/F を超える時、②(測定) 公正価値③(戻入) 行わない
4. (1) 国際会計基準 — ①(認識) 簿価が将来 C/F による回収可能額を超える時、②(測定) 回収可能額③(戻入) 行う

## 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

### (1) 設 定(平成 20 年 11 月 28 日 ASBJ)

賃貸等不動産を保有する企業の財務諸表の注記事項として、賃貸等不動産の時価等の開示の内容を定める。

### (2) 時価

公正な評価額をいう。市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

### (3) 賃貸等不動産

賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲保を目的として保有されている不動産をいう。

### (4) 範 囲

- ①B/S における投資不動産（投資目的）
- ②将来の使用が見込まれない遊休不動産
- ③賃貸用の不動産
- ④将来の③のための開発中の不動産

### (5) 注記事項

- ①賃貸不動産の概要
- ②　　〃　　の期中における変動
- ③　　〃　　の期末時価及びその算定方法
- ④　　〃　　に関する損益

問題 1 (282)

賃貸等不動産の時価等の開示に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 将来の使用が見込まれていない遊休不動産が賃貸等不動産の範囲に含まれる理由を述べなさい。
- 問 2 賃貸等不動産を時価評価し、その差額を当期の損益とすることは適当でないとされる理由を述べなさい。
- 問 3 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」においては、活発な市場を有する一部の金融資産に比べ時価を把握することが比較的困難であること、また、直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合に時価を注記することは、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにならないのではないかなどの理由によって投資情報として賃貸等不動産の時価を注記することは適当でないという見解も示されている。それにもかかわらず、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準において時価の注記をすることとした理由を、金融商品に関する会計基準と関連させて述べなさい。

1. 投資と考え、処分によるキャッシュ・フローしか期待できないため時価で計上する。
2. 換金を目的としていない賃貸収益目的の不動産は時価評価を行うべきではない。
3. (1) 金融商品会計—時価評価基準の目的の下に時価等の開示の充実を図っている。(例) 貸付金等についての時価注記  
 (2) 賃貸等不動産会計—金融商品会計の時価開示充実の進展を受け、時価開示(注記)を行うこととなった。  
 減損会計における一般的の理由(簿価が公正価値を上回る事態)とは異なる観点と考える。